

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和5年7月14日

鳥取県境港市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

境港市は、鳥取県の北西端に形成された砂州である弓浜半島の北端に位置し、西側は島根県宍道湖に接続する汽水域である中海、北側は斐伊川水系の末端である境水道を挟んで島根半島、東側は日本海的美保湾に接しており、その地形は標高2m程度の平坦な砂地で、総面積は2,911haである。

本市の林野面積は42haで林野率は1.4%であるが、平成27年2月に合板工場の端材及び県内外からの未利用材等をエネルギー源とした木質バイオマス発電所が稼働を始め、これまで利用されず山林に放置されていた低質材などの新たな利用が始まり、県内外の森林所有者の所得向上や原木価格の下支えなど地域に様々な波及効果が生まれている。

このため、今後の県内の木材需要に対応した木材生産の推進や木質バイオマス発電所への原料の供給体制強化、本市の森林資源の有効活用と農林業の活性化に努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	面積	備考
境港市西工業団地内46-1	13,900m ²	木質バイオマス発電施設

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	5,700kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

発電事業者が売電収益の一部を地域に還元して、市内の農業用排水路の清掃費等の地域の農業発展につながるような取り組みに支出する。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必

要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全，歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、森林の林地残材や間伐材を加工した木質チップと日新グループ内で発生するチップを燃料とし、最大出力 5,700kw(年間 4,500 万 kw)の発電を行い、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画について、その実施状況（稼働状況，農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を本市に報告することとする。また、目標が達成されない場合は、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等関係者は、本市の区域外関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。